

# 第13回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

事業報告

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2024年4月1日～2024年12月31日)

株式会社Will Smart

上記事項は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

## 新株予約権等の状況

### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第4回新株予約権	
発行決議日	2018年11月27日	2024年1月23日	
新株予約権の数	141個(注)1	574個(注)1	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 (新株予約権1個につき 100株)	
新株予約権の払込金額	無償	無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり) 90,000円 900円)	新株予約権1個当たり (1株当たり) 70,000円 700円)	
権利行使期間	2020年12月1日から 2028年10月31日まで	2026年2月1日から 2033年12月31日まで	
行使の条件	(注)3	(注)3	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 141個 14,100株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 544個 54,400株 3名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 －個 －株 －名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 30個 3,000株 1名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 －個 －株 －名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 －個 －株 －名

		第6回新株予約権
発行決議日	2023年12月22日	
新株予約権の数	420個(注)1	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき 100株)	42,000株 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり	1,600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	71,600円 716円)
権利行使期間	2024年2月1日から 2033年12月31日まで	
行使の条件	(注)3	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 420個 42,000株 2名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 一個 一株 一名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 一個 一株 一名

- (注) 1. 事業年度の末日における新株予約権の数を記載しております。なお、第1回新株予約権については、退任取締役の2名が340個、退任監査役の1名が新株予約権を20個保有しております。
2. 当社は、2021年12月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。  
これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時までの間、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役若しくは従業員のいずれかの地位（第4回新株予約権については、執行役員を、第6回新株予約権については、執行役員、顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を含む）を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権行使できないものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものとして当社の取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権行使することができない。

- (3) 権利行使期間内であっても、新株予約権者は当社が当社株式を取引所へ上場等するまでの間は、新株予約権を行使することができない。
- (4) その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (5) 第6回新株予約権については、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から権利行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
  - (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
  - (b) 行使価額を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
  - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
  - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
- (6) 第6回新株予約権については、新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

## **(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

## **(3) その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## **業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況**

### **(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要**

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の

適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役、執行役員及び使用人（執行役員を除く。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、コンプライアンス・ポリシーを策定し、全社のコンプライアンスに関わる行動指針を定め、取締役、執行役員及び使用人に周知する。
- ② コンプライアンス管理担当取締役を置き、会社のコンプライアンス体制の構築・維持を管理・統括するとともに、重要なコンプライアンスに関する事項の諮問・推進機関として専門委員会を設置し、コンプライアンス管理状況を確認する。なお、専門委員会はコンプライアンス規程に記載されているとおり、コンプライアンス・リスク管理委員会とする。
- ③ 取締役、執行役員及び使用人に対し、コンプライアンス教育を継続して実施することにより、コンプライアンスの知識を深め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- ④ 執行役員及び使用人は、職場や従事する業務に関連して法令違反の事実やその恐れを発見した場合、会社に報告する。
- ⑤ 内部通報窓口業務管理規程を定め、法令遵守義務のある行為等について、法令違反事実の通報窓口を設置する。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに、通報者への不利益処遇を禁止する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報については、文書の作成、保存及び廃棄に関して定めた文書規程に従い、適切に保存及び管理を行う。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① 会社の企業価値の維持・増大を図るため、会社の企業活動に関連する内外の様々なリスクを総合的かつ適切に管理するための基本的事項を設ける。なお、基本事項及び周知方法等については、リスク管理規程に定められているとおりとする。
- ② リスク管理担当取締役を置き、リスク管理方針に基づき会社のリスク管理体制の構築・維持を管理・統括するとともに、諮問・推進機関を設置し、リスク管理状況を確認する。なお、諮問・推進機関はコンプライアンス・リスク管理委員会とする。
- ③ 各部門は、リスク管理実施部門としてリスク管理規程に定めるところにより、リスク管理を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
  - ① 取締役は事業計画（中期経営計画及び単年度事業計画）を定め、会社として達成すべき目標を明確化する。
  - ② 取締役が定める経営機構及び業務分掌に基づき、執行役員に権限を配分・委譲することにより、意思決定の迅速化を図る。
  - ③ 経営上及び業務執行上の重要な事項については、取締役会並びに経営会議等の会議により多面的な検討を加え、慎重に決定する。
5. 会社並びにその他の関係会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① その他の関係会社から不当、違法な行為を受けないための体制の構築に努める。
  - ② グループ内取引の審査体制、独立性のある審査機関の設置及びグループ内の非通例的取引の監査に努める。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役から職務を補助すべき使用人を求められた場合、監査役の職務を補助する使用人を選任し、その職務の遂行に必要な権限を付与する。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
人事異動、組織変更等の最終決定は監査役の承認を得なければならないこととする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ① 取締役、執行役員及び使用人は、会社に著しい損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、取締役、執行役員及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が求める事項につき、監査役に報告する。
  - ② 業務執行を担当する取締役及び執行役員は、監査役が提示する監査計画に基づき、担当する部門のリスク管理体制について監査役に報告するものとする。
9. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
  - ① 取締役、執行役員及び使用人は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。

- ② 監査役は代表取締役との意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ③ 監査役は内部監査担当者との連携を図り、実効的な監査業務を遂行する。
- ④ 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家との連携を図ることのできる環境を整備する。
- ⑤ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査役がモニタリングし、必要に応じて改善を進めております。

### ② コンプライアンス

当社は、従業員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

### ③ リスク管理体制

コンプライアンス・リスク管理委員会において、当社各部門から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

### ④ 内部監査

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

## **会社の支配に関する基本方針**

当社は、会社の財務および事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## **剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、業績や財政状態等を総合的に勘案し、配当を検討しておりますが、当面は内部留保の充実を図り、さらなる成長に向けた事業の拡充や組織体制、システム環境の整備に対する投資等の財源として有効活用することが株主に対する最大の利益還元に繋がると考えております。

また、将来の配当実施の可能性及びその時期につきましては未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当に係る決定機関を取締役会とすることができる旨を定款に定めております。

## 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)  
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本					利益 剰余金 合計	
	資本 剰余金			利益 剰余金			
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	545,850	—	117,093	117,093	△260,227	△260,227	
当期変動額							
新株の発行	84,683	84,683		84,683			
当期純損失(△)					△223,962	△223,962	
自己株式の処分			61,352	61,352			
当期変動額合計	84,683	84,683	61,352	146,035	△223,962	△223,962	
当期末残高	630,533	84,683	178,445	263,129	△484,189	△484,189	

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△91,000	311,716	704	312,420
当期変動額				
新株の発行		169,367		169,367
当期純損失(△)		△223,962		△223,962
自己株式の処分	91,000	152,352		152,352
当期変動額合計	91,000	97,756	—	97,756
当期末残高	—	409,472	704	410,176

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

商品、仕掛品、貯蔵品 ……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

…定額法

（主な耐用年数）

建物附属設備 8年～15年

工具、器具及び備品 3年～5年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

…定額法

（主な耐用年数）

のれん 5年

自社利用のソフトウェア 5年

##### ③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

…支出時に全額費用として処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

製品保証引当金

…販売した製品の一定期間の無償保証費などによる費用支出に備えるため、過去の実績をもとに発生額を見積り計上しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

##### ① 商品及び製品の販売

商品及び製品の販売に係る収益は、デジタルサイネージなどの製造及び販売並びに仕入商品の販売によるものであり、このような商品及び製品の販売については、顧客による商品及び製品の検収時点で収益を認識しております。

また、取引の対価は、商品及び製品の検収後、概ね1ヶ月以内に受領しております。

### ② 役務提供（受託契約等）

役務提供のうち受託契約等に係る収益は、ソフトウェアの受託契約等であり、義務の履行により、他に転用できない資産が創出され、完了した作業に対する支払いを受ける強制可能な権利を有することから、一定期間にわたり履行義務が充足されるものであり、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益を認識しております。

この進捗度の測定は、作業の進捗に伴って原価が発生していると考えられることから、進捗実態を適切に反映するために、各プロジェクトの見積総原価と発生した原価に基づくインプット法を採用しております。

進捗度を合理的に見積もることができない契約については、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分と同額を収益として認識しております。

また、取引の対価は、契約条件に従い、顧客による成果物の検収後、概ね1ヶ月以内に受領しております。

### ③ 役務提供（運用取引等）

役務提供のうち運用取引等に係る収益は、デジタルサイネージ配信システム利用料、カーシェアリングシステム利用料、及び受託契約で納品したソフトウェアの保守契約等であり、一定期間にわたり履行義務が充足されるため、契約期間にわたり収益を認識しております。

また、取引の対価は、契約条件に従い、顧客への履行義務が充足された後、概ね1ヶ月以内に受領しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することといたしました。

なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上することとしております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項但し書きに定める経過的な取扱いに定める経過的な取扱いに従っております。

当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した項目及び金額

(単位：千円)

	当 事 業 年 度
受託契約等の売上高	247,652
のれん	49,026
ソフトウェア	69,261

#### (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ① 受託契約等の売上高

当社では、受託契約等に係る収益に関し、1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記の「(5) 収益及び費用の計上基準②役務提供（受託契約等）」に記載したとおり、一定期間にわたり履行義務が充足される受託契約等の売上高について、受注金額及び進捗度に基づいて売上高を認識しております。また、進捗度は各プロジェクトの見積総原価と発生した原価に基づくインプット法により測定しております。

進捗度の算定に用いられる見積総原価は、特に将来における開発人員の人事費や外注費等について工数単価及び予定工数を主要な仮定として見積もって積算したものであります。

当該見積りに用いた仮定には不確実性があり、開発途中での仕様変更や、想定していなかった課題等の発生により、見積総原価や進捗度が変動した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

##### ② のれん

のれんは取得による支配獲得時に、取得した当該事業により今後期待される超過収益力に関連して発生しており、その効果の発現する期間を見積り、その期間で均等償却しております。

その資産性については「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、支配獲得時に識別した超過収益力の評価も踏まえ、減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候を識別した場合には、将来の事業計画を基礎に算定されたのれんの残存償却期間内の割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して減損損失の認識の要否を判定しております。減損損失の認識が必要と判定された場合、のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識します。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、過去実績や事業環境を鑑み達成可能性が十分に高い事業計画等を基礎とし、見積りの不確実性も考慮して検討を行っております。なお、昨今の経済全般にわたる物価上昇の影響を主要な仮定としており、当面上昇が継続するものと見積もっております。

当該見積りに用いた仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となり、将来キャッシュ・フローや回収可能価額が減少した場合には、翌事業年度の計算書類に影響を与えるおそれがあります。

③ ソフトウエア

当社では、減損の判定にあたって、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を基礎とした資産グループ単位により行っております。

これらの資産グループに関する減損の兆候を識別するため、営業損益等が継続してマイナスとなってい  
るか、又は経営環境の著しい悪化などにより前期と当期以降の見込みが明らかにマイナスとなるかどうか  
などについて検討を行っております。当期以降の見込みが明らかにマイナスとなるかどうかの検討に際し  
ては、過去実績や事業環境を鑑み達成可能性が十分に高い事業計画を基礎とし、見積りの不確実性も考慮  
して検討を行っております。なお、昨今の経済全般にわたる物価上昇の影響を主要な仮定としており、当  
面上昇が継続するものと見積もっております。

減損の兆候を識別した資産グループに対しては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下  
回る場合に減損損失を認識しております。割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りに対しては上記  
と同様の仮定を置いております。

当該見積りに用いた仮定には不確実性があり、今後の事業計画との乖離や市況等が変化した場合には、  
翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 売掛金及び契約資産の内訳

売掛金	207,294千円
契約資産	112,852千円

(2) 棚卸資産の内訳

商品	11,000千円
仕掛品	56千円
貯蔵品	37千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

27,758千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	317千円
--------	-------

## (5) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	500,000千円
借入実行残高	145,000千円
差引額	355,000千円

(注) 上記のほか、2025年2月21日付けで、当座貸越枠250,000千円を増額しております。

## 5. 損益計算書に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、10. 収益認識に関する注記の「(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

### (2) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	3,688千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,344,000株	117,000株	-株	1,461,000株

- (注) 1. 発行済株式数の総数の増加100,000株は、新規上場に伴う公募により募集株式の発行を実施したことによるものであります。  
2. 発行済株式の総数の増加4,400株は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行によるものであります。  
3. 発行済株式の総数の増加12,600株は、新株予約権の行使によるものであります。

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	100,000株	-株	100,000株	-株

(注) 自己株式の数の減少は、新規上場に伴う自己株式の処分を実施したことによる減少分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	126,100株
------	----------

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	185,188千円
減価償却超過額	14,690
その他	8,090
繰延税金資産小計	207,969

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△185,188
将来減算一時差異に係る評価性引当額	△22,423
評価性引当額小計	△207,612
繰延税金資産合計	357

繰延税金負債	
その他	△357
繰延税金負債合計	△357
繰延税金資産の純額	—

## 8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金を増資による直接金融や銀行借入による間接金融などによって調達することとしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部のクラウドシステム等について、サービス提供開始時に前受収益を受理し、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金の使途は、主に運転資金であります。なお返済日は最長で決算日後6年以内であります。

### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

#### (a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、コーポレート本部が営業債権について取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

#### (b) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づきコーポレート本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
長 期 借 入 金	10,880	10,854	△25

### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時価（千円）			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
長 期 借 入 金	—	10,854	—	10,854

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	石井康弘	(被所有) 直接1.01%	当社取締役	ストックオプションの権利行使(注)	11,250	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 2018年11月27日開催の臨時株主総会決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

## 10. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、モビリティセグメントの単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

		当事業年度
一時点で移転される財またはサービス		74,771
一定の期間にわたり移転される財またはサービス	受託契約等	247,652
	運用取引等	190,361
顧客との契約から生じる収益		512,785
外部顧客への売上高		512,785

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

## 契約資産及び契約負債の残高等

	当 事 業 年 度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	217,790千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	207,294
契約資産（期首残高）	183,128
契約資産（期末残高）	112,852
契約負債（期首残高）	7,580
契約負債（期末残高）	10,505

契約資産は、顧客との受託契約等について進捗度に基づき収益を認識した未請求の履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点での顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該受託契約等に関する対価は、契約条件に従い、顧客による成果物の検収後に請求し、概ね1ヶ月以内に受領しております。

契約負債は、主に将来にわたって履行義務が充足される商品及び製品の販売または役務提供（運用取引等）に係る収益について、顧客から受け取った前受収益に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は5,374千円であります。

また、当事業年度において、契約資産が減少した主な理由は、収益の認識による増加が、顧客との契約から生じた債権への振替による減少を下回ったことによるものであります。契約負債が増加した主な理由は、収益の認識による減少が、前受収益の受け取りによる増加を下回ったことによるものであります。

なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 280円26銭
- (2) 1株当たりの当期純損失（△） △154円67銭

(注) 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。